

三春町告示第113号

平成25年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年11月27日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成25年12月5日(木) 午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成25年12月5日、三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第106号 財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて
- 議案第107号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第113号 田村広域行政組合格約の変更について
- 議案第114号 平成25年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第115号 平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第116号 平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第117号 平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第118号 平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第119号 平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について

平成25年12月5日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本清文 書記 近内信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	橋本國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	鈴木正人
住民課長	工藤 浩之	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山 敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年12月5日（木曜日） 午前10時20分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

## 第 8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時20分)

### ……………開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成25年三春町議会12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

### …………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番小林鶴夫君、12番橋本善次君のご兩名を指名いたします。

### …………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月11日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月11日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

### …………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について。監査委員より、平成25年度第6回、第7回、第8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

定期監査の結果について。監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

### …………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第106号、財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」から「議案第119号、平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」までの14議案であります。

### …………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明をいたします。

一昨年(2011年)の東日本大震災から2年9ヶ月が過ぎようとしておりますが、町民の皆様をはじめ、富岡町と葛尾村の皆様など、たくさんの方々のご協力を頂き、季節ごとの各種行事などを通して、被災地という暗いイメージの払拭と復興に向けての元気を発信することができたものと確信をいたしております。

わが町の今年1年を振り返りますと、厳しい状況の中にも、様々な成果と話題があった1

年ではなかったかと思えます。

主なものとしたしまして、除染計画に基づく仮置場造成工事と除染事業の推進。新三春中学校の開校とバス運行。役場庁舎建設事業の推進。人口減少対策として定住促進計画の推進。国道288号三春西バイパスの開通と桜川河川改修事業の推進。葛尾村・富岡町長期避難者の生活拠点整備の支援。三春小学校耐震補強大規模改造工事の着工。ブータン王国訪問と滝桜の苗木植樹。福島県環境創造センター整備計画の具体化。福島駅伝町の部第2位など。

以上、思いつくまま申し上げましたが、町にとりまして非常に成果のあがった年でありました。

しかしながら、一方では、これまでと異なり、地球温暖化に伴う猛暑や局地的な豪雨などにより、全国的に自然災害が数多く発生するようになってまいりました。三春町も例外ではなく、今年台風や豪雨による災害などが発生し、皆様のご協力を賜りながら、早急な対応や復旧に努めてきたところでございます。あらためて、被害にあわれた皆様へお見舞いを申し上げますとともに、ご尽力賜りました多くの方々に敬意と感謝の意を表します。

これからも、安全で安心なまちづくりを実現していくため、町民の皆様と力を合わせて、難局を一步一步乗り越えて参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。「財産の無償貸し付けにつき議会の議決を求めることについて」をはじめ、税条例、税特別措置条例、国保税条例、地区公共施設設置条例、道路占用料徴収条例及び町営住宅条例の一部改正、田村広域行政組合規約の変更、並びに各会計補正予算6議案であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げますとともに、今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

#### …………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第106号から議案第119号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第106号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第107号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第108号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第109号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第110号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第111号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第112号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第113号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第114号「平成25年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第115号「平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第116号「平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第117号「平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第118号「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第119号「平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第106号から議案第119号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午前10時35分）

平成25年12月6日(金曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本清文 書記 近内信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	橋本國春

総務課長	佐久間收	財務課長	鈴木正人
住民課長	工藤浩之	除染対策課長	村田浩憲
税務課長	佐久間幸久	保健福祉課長	影山敏夫
産業課長	佐藤哲郎	建設課長	伊藤朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤弘子	企業局長	増子伸一

教育委員会委員長	武地優子	教育長	遠藤真弘
教育次長兼教育課長	橋本良孝	生涯学習課長	滝波広寿

農業委員会会長	宗形義匡
---------	------

代表監査委員	大津茂
--------	-----

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年12月6日(金曜日) 午前10時開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。傍聴者の皆様ご苦勞様でございます。

今日は5人の議員の皆さんが一般質問に立ちますので、時間の許す限り傍聴くださいますようお願いいたします。



中妻小学校の皆さん、おはようございます。授業の時間内の傍聴ですけれども、議会のお勉強をしていただきたいと思います。

それでは、だいまより本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は質問席において、一問一答により行います。

なお、質問回数については従来再々質問までとしておりましたが、さらなる内容の充実を図るための試みとして、前回に引き続き質問回数には制限を設けず、質問の全体時間30分以内での時間制限で行います。

それでは、通告による質問を順次許します。

11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 先に通告いたしました、小学校の教育環境につきまして最初に質問させていただきます。

三春町学校等の施設整備検討委員会は、平成19年の第1次答申で中学校の再編を答申し、翌20年半ばから地区の説明会を開催いたしました。約5年間の歳月をかけ本年4月より、岩江中は現状とし、三春・桜・沢石・要田の中学校を統合いたしました。貝山町営グラウンドに新しい三春中学校がこの4月開校いたしました。開校までの5年間、準備に携わりました教育委員会、町職員、それから教職員の方々、保護者の方々、そして多くの関係者に感謝申し上げます。

三春町学校等の施設整備検討委員会は、第2次答申といたしまして、平成19年11月に小学校の再編について答申されております。答申の中で「小学校は地域との関わりが特に強く地域の核となる施設であり、地域から小学校が無くなることは地域と学校の連携協力に大きな影響をしていくことになる。しかし、少子化が進行し複式学級が出現することになれば、学校の再編について検討を進める必要があり、中学校の再編が実施された段階で再検討していただきたい。」と答申されております。

このような背景もございまして、本年5月7日にですね、前本多議長より教育委員会に対しまして、議会と小学校再編にかかる今後の方針について意見交換会の開催をお願いいたしました。その結果ですね、本年6月21日に町も加わりまして、教育委員会、議会、そして町の三者でですね、意見交換会が行われたところでございます。その席上ですね、第2次答申に対しまして教育委員間といたしましては、「教育環境的にですね、再編が必要な決定的なものに至っていない。」ということですね、現時点では具体的な再編は行わないとの意向でした。

このような状況の中でですね、1番目にですね、来春26年4月ですね、沢石小入学予定者が当初は男子4名、女子1名でしたが、男子の中にですね、女子が1名という状況を心配したのかですね、女子の保護者が住所を変えて結果的にはですね、来春の沢石小学校での女子の入学者は零となって、男子のみになってしまう状況でございます。男女共学はですね、教育のですね、大きな前提であると思っております。少人数になると男女比がアンバランスになってまいりますので、教育上どのような問題が生じるのかお伺いいたします。

2番目にですね、6月の意見交換会の席上、仮に再編の方向でも小学校と中学校は違うので、一概に申し上げるのは困難ということですね、「持ち帰って協議をした上で回答した

い。」とのことでした。その後のですね、教育委員会での協議とその協議の過程とですね、結果についてお伺いいたします。

3番目に、教育委員会としてはですね、「中学校の再編直後であり、中学校再編のですね、検証も行った上で対応する必要がある。現時点では再編は考えていない。」ということでしたが、その検証はですね、いつどのような方法でですね、実施するのかお伺いいたします。

4番目に、教育委員会は「地域住民の意向を最大限尊重する。」との方針ですが、その意向はですね、どのような方法でいつ把握するのか、これも具体的にお伺いいたします。

5番目に、行政区ごとのですね、教育懇談会というは、私の記憶では確か平成16年の夏に実施されたと記憶しております。その後ですね、中学校再編以外で教育懇談会が実施されているのか否かお伺いいたします。

以上につきましてですね、教育の最高責任者であります教育委員会委員長よりご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

武地教育委員長！

○教育委員長

1番目のご質問についてお答えいたします。教育課程においては、授業を男女に分けて実施することはありません。このため、男子のみ、女子のみの学級や学年であっても、学習する上で、特に問題が生じることはありません。なお、男女の協力のあり方等については、清掃時の縦割り班等による他学年との交流や他校との交流の中で学習するようにしていけると考えております。

2番目のご質問についてお答えいたします。6月21日の意見交換会後に開催した教育委員会において、小学校と中学校の再編に関し協議を行い、再編については小・中学校を同次元で考えることは難しいとの見解で一致いたしました。具体的には、中学校の生徒数減少はその学校の教師の定数減少につながり、専門教科外の教師が授業を行うことになる等、教科指導に直接的な影響が生じること。また、中学校生活で重要な位置を占める部活動についても、少人数ゆえに選択の幅が限定されたり、試合に出場できない等の問題が発生します。中学校の再編はこれらのマイナス面を解消するための取り組みであったと考えております。

一方、小学校は一人の教師が一つの学級の全教科を指導するため、中学校のように教科指導に直接影響はありません。なお、小学校は生きるための基盤となる人格形成の時期であるため、多くの大人たちによって、目の行き届いた教育をすることも必要であると考えます。教育委員会の立場は、再編について中立であり、小学校が地域コミュニティーの核となる施設であることから、地域の意向が何よりも大前提になるとの認識で一致しております。

3番目のご質問の、中学校再編の検証につきましては、新三春中学校は本年度に開校したところであるため、次年度以降に検証したいと考えております。検証の方法については、今後、校長とも協議して検討したいと考えておりますが、生徒、保護者、教職員等を対象に、幅広く、しかも多角的に検証していきたいと考えております。

4番目のご質問である地域住民の意向の把握等に関しましては、各地区のまちづくり懇談会での要望や、各校PTAの会合の要望等を想定しております。なお、要望等を受けたうえで、平成18年に設置したように、三春町学校等の施設整備検討委員会の設置等の対応についても、町と協議し検討したいと考えております。

5番目のご質問についてお答えいたします。教育懇談会の実施状況につきましては、中

学校再編に係る教育懇談会以外は実施しておりませんが、これまで、まちづくり懇談会において教育関係の意見交換を行ってきております。また、今年度より、各小中学校に教育委員が出向いて、児童・生徒、教職員、保護者から自由な意見や相談を承る教育委員在日を設定し、開かれた教育委員会に努めております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) ただいま、答弁をいただきまして、まず1番目ですね、男女比がアンバランスになることは今の答弁ですと、問題ないというお話しでございましたけれども、学習面はですね、男女分けてやるわけではないと、確かにそうかもしれません。その他はですね、他学年との交流でですね、それは解消されるのではないかとということでございますけれども、本当にそれだけで片付くのかなという、ちょっと懸念もございます。現実問題ですね、こういうふうにアンバランスになってきてしまうということ事態ですね、やはり教育上、やっぱり何か教育委員会としても考えて差し上げる必要があるんじゃないかなと私は思います。それでですね、ちょっと関連でお聞きしたいんですけれども、この沢石小学校の女子の保護者がですね、来春が1名であるということを知ったのはですね、私の漏れ聞いているところによりますと今年の運動会の時だったと聞いております。多分、来春は入る子どもですね、競技に参加してですね、「私のとこしかいないんだ。」ということですね、知ったのではないのかなと私は推測しているんですけれども。入学予定者に対してですね、保護者にですね、そういう情報というのは何か特別に提供しているのかどうか。次年度からですね、6年先までのですね、男女別のですね、就学予定数というのは、平成24年度の確かまちづくり懇談会の席上で公表いたしまして、今年のまちづくり懇談会でもですね、その資料が出ておりますけれども、このような状況をですね、該当する保護者に提供しているのかどうか、ちょっと参考にお聞かせください。

2番目に、小学校と中学校のですね、学科の教え方が異なるということですね、確かに小学校ではですね、全教科を教える。中学校では教科別に教えるということもございまして、そういう面ではですね、少人数クラスというのは教育上、非常に良い側面もあるかなと思いますけれども、非常に少人数になってくると複式学級になったりということが現実に起きるわけなんですけれども、複式学級になったらまた再編も考えなくてはいけないと答申されておりますけれども、そこら辺どういうふうにお考えになっているのかなということ。先の意見交換会でですね、小学校の再編をする場合も複式学級になったらですね、出現することになったら再編のきっかけになるということはこの間、意見交換会の席でもそういうお話しをいただいております。複式学級に来年の春からですね、その時のお話しですと沢石小学校は来年春から2年、3年がなると。それから、28年度にはですね、全体で4学級になるというお話しも聞いておりますけれども、ここら辺でですね、再編のきっかけになるというふうに回答をいただいておりますので、ここら辺にしてもですね、ちょっとお伺いできればなと思っております。

それと中学校の再編の検証については、次年度やるということでございますので、これはですね、今のご答弁の内容のとおりですね、よろしくお願ひしたいと思っております。

4番目のですね、教育委員会は地域住民の意向を最大限尊重するということでございますけれども、その方法といたしまして、まちづくり懇談会、PTAの会合とございまして、やはり私は地域の意向よりもまず保護者のですね、該当する保護者の考えが優先されるんじゃないかなと私は思います。例えばこのまちづくり懇談会、今年のまちづくり懇談会、

私だいたい出席いたしましたけれども、残念ながらこの該当する保護者が出ているという状況ではないと思います。したがってですね、ちょっとこれ私の提案になりますけれども、平成31年までですね、小学校入学予定者が分かっておりますので、その対象となるですね、保護者に対してですね、やっぱり声かけして、まず保護者の意見が最大限優先されるんじゃないかと、それから地域の意見を考えるべきじゃないかなと思っておりますので、これから31年まで分かっておりますので、その保護者に対してですね、会合を持つ考えがあるか否かお答え願います。

よろしく願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 事務を任されております教育長の方からお答えすべき内容が多かったと思いますので、私の方から答弁させていただきます。

まず、一つ目のですね、男女比についてですね、これはまちづくり懇談会資料と広報でお知らせしているという状況でございます。

それから、二つ目の複式がきっかけとなるということでしたが、確かにきっかけになると思っております。それで、いま実践しておりますのは、その学年に対してですね、入学当初から保護者の皆様に、なる予定になっておりますということでお話しを申し上げております。メリットもございますしデメリットもございますので、そのあたりのことは入学当初からですね、校長より呼びかけていただいております。その上でどう判断するかですね、教育委員会としてはPTAの動きとかですね、校長への要望とかを見据えながら今現在に至っております、現状でですね、すぐにですね、統合とかそういうことではないと認識をいたしております。

三つ目の保護者の意向が地域に優先するのではないかとということでしたが、確かにどちらが先かというのは、なかなか難しい話だと思いますが、先ほど言いましたように保護者向けにはですね、今のように丁寧に説明をして入学当初からやっておりますので、そこからですね、不安とかそういうものがあれば、まちづくりの方とか、またはその地域の皆さんにですね、意見は上がっていくのではないかとというふうに思っております。もう既にですね、生まれたお子さんに対して、提案のありましたですね、保護者向けの説明はどうかというお話しがございましたけれども、今のところは考えておりませんでした。急な提案でございますので、教育委員会は合議制でございます、私ここで輕輕には申し上げられませんので教育委員会で話題にして参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） ちょっと誤解があるといけませんので、私もですね、今すぐ再編しなさいとか、した方が良いですよということを私は述べているわけではございませんので、そうは言っても19年11月にですね、第2次答申が出されておりますのでこれに対してですね、教育委員会として十分に検討していただきたいということでですね、今回の質問をさせていただきますので、その点よろしくご理解ください。

今の教育長の答弁の中でですね、男女比というか、入学者の状況というのはまちづくり懇談会のあの資料と広報だけで、あと個別には保護者にはご連絡等は差し上げないんですか。それをちょっと確認したいということと、それからですね、今の私の提案に対して即答は出

来ないということですが、教育委員会で検討しますということでございますので、その点も今後よろしくお願いたしたいと思っております。

それからですね、最後にちょっともう一点、お聞きしたい。これは今回の質問と直接関係ないかもしれませんが、今年の10月30日でしたっけ、議員の研修ですね、今回は全議員で教育環境のあり方ということでですね、宮城県栗原市に全議員とそれから関係の職員の方で小学校、中学校の環境のあり方について勉強して参りました。栗原市は平成17年に10ヶ町村が合併して新しくできた自治体でございますけれども、平成20年にですね、教育関係に関してですね、25年度までに実施する前期計画、それから31年度までに実施する後期計画をですね、立てていま着々とやっております。この研修の内容をですね、町の方から、まだ事務局としてはですね、報告がまだまとまっておりませんが、教育委員会としてはこの研修内容について、何か担当職員から聞いているかどうか、ちょっとお聞かせ願えれば幸いです。

以上です。

○議長 小林議員！今の最後の質問はちょっと通告と関係ないので、これは今回の部分では答弁はないと思っております。

当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 一点、再々質問があったかと思っております。男女についてですね、個別には連絡していないのかということでございましたが、それについて個別には連絡はしておりません。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

始めに、三春町保育所・幼稚園のあり方策定についてお伺いいたします。

あり方策定して早1年、施設整備・保育サービスの向上等の取り組みについてお聞かせ願います。また、策定に指定管理者制度導入とありますが、計画が変更されたのかお尋ねいたします。

以上よろしくお願いたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 1点目のご質問について、今年度の主な取り組みについて、お答えをいたします。

保育環境の向上という点から、第1保育所、岩江幼稚園、中郷幼稚園のトイレ洋式化の改修工事を現在発注しているところです。また、補助金を活用して、基礎的運動能力を高めることを目的として、保育所に室内遊具を購入いたしました。保育の充実につきましては、今年度、特別支援教育相談員を配置し、保育所・幼稚園での巡回相談、また、保育士・幼稚園教諭を対象とした専門性を高めるための研修会を開催いたしました。さらに、小学校との連携強化の観点から、保育士・幼稚園教諭による小学校訪問を実施いたしました。また、町内の学校法人との連携については、今年度から、学校法人で運営している保育園が、私立認定保育所として県から認可されました。これにより、保育料が町の保育料に準じたものとなり、保護者の負担軽減が図られました。併せて低年齢児の受け入れについても保護者ニーズに即

応できるようになったと考えております。

2点目のご質問についてですが、民間活力を活かした保育サービスのさらなる向上のために、第1保育所の公設民営化、指定管理者制度の導入を進めて参りました。5月に開催いたしました保護者説明会で、平成26年4月からの導入を目指したいと説明させていただきましたが、9月定例会で、指定管理者の指定の議案が否決されましたので、来年4月からの導入はできないと判断しております。しかしながら、保護者の要望が強い延長保育、土曜日1日保育等の保育サービスのさらなる向上のためには、民間活力の活用、指定管理者制度導入については、計画にあるとお進めたいと考えております。なお、時期につきましては、当初よりも1年遅れて平成27年4月の導入を目指して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 施設整備・保育サービスの向上の取り組み、1年間の中でいろいろ取り組みを説明されましたけれども、一つ確認をしておきたいんですけども、室内の遊具、これについては、町独自で計画の中で取り組みをされたのか。ちょっと違うような気がしますので、その確認を最初にお願ひしたい。

それから、ようするに策定の中で大きな柱として岩江こども園の検討というのがあります。さらに、子育て支援センターの移転、それから第1保育所の新築、これが大きな項目として策定の中で書かれているんですね。この検討なり、新築等については24年度からということで策定書の中には明記をされております。ただ、24年度から検討を始めると言ってもいつまで検討するかは書いてはおりませんけれども、いずれにしろこの1年でまったく触れて来なかったのかどうなのか。まずはお聞きをしたい。

それから、保育時間の延長の問題。これは、保育サービスの向上ということで書かれているわけでありましてけれども、第1保育所が延長保育を第2は行われておりますけれども、第1は行われていない。したがって、指定管理者導入とともに26年4月から実施をしたいというような形できたようでありましてけれども、いずれにしろ、指定管理者制度を切り離しても述べられておりますので、この辺の考え方、ようするに指定管理者制度と併せないとならない。こういうふうに言い切られておるのかどうなのか。保護者からしてみれば、指定管理者制度が実施できない。4月から実施ができないということであっても延長保育については、当然やるんだろうという考えを持っている保護者の方が大勢いるようであります。したがって、この辺についての取り組み方についてはどうだったのかお尋ねをしたい。

それから、2点目の指定管理者制度の件でありますけれども、ようするに5月の保護者会で26年4月からという説明をしてきた。そして、現在9月の定例会で否決をされたので出来ない状態である。このことについて、今12月でありますけれども、出来ない理由と今後どうするのかということも含めてですね、第1保育所の保護者会で明確にお話しをしてきたのかどうなのか。何か明確に、もう出来ない、したがって、仮に27年であれば27年1年延ばしでやります。やりたいと、こういうようなことは言っていないようなんです。したがって、我々議会としてもですね、条例を制定して取り組みを26年4月実施に向けてやって来たことについては間違いのないことです。ただ、いろんな行き違いの中で教育委員会からしてみれば、議員の皆さんに理解が得られなかったので否決になったと、こういう説明を保護者会で言っているようでありましてけれども、理解が得られなかったならば議案を取り消して理解を得る努力をして行けば12月に出来たのではないかと、こう一般的には考えられる。

しかし、否決をされる理解が得られない現状の中で、そのまま議案を通して否決にしたという責任は教育委員会としてあるのではないか。したがって、仮にそうだとした場合来年4月に向けて、今こうやっているんだ、間に合えば良いんだ、努力をするんだというのがまったく見られないんで、その辺を含めて答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 まず、遊具のことについて申し上げます。先ほど申し上げましたが、補助金をですね、活用して遊具を購入いたしております。これは、こども元気基金というところから頂いております。

それから、二つ目のですね、そのあり方の中にですね、計画の中にですね、岩江こども園のことがあるということですが、まずやるべきは第1保育所の公設民営化というふうに思っておりますので、こちらにつきましては、まだ教育委員会としては、こちらの方のお話しをしている状況ではございませんが、岩江にはですね、現在民間ではございますが、保育所を設立するという動きがございます。具体的になってきておりますので、そちらの推移を見守りですね、そして連携できる場所はそちらと連携して岩江地区の0歳、1歳、2歳ですね、こちらの方については考えて参りたいという構想は持っております。

それから、幼児のセンターですね、現在第2保育所の入口のところに大きなスペースがございますが、子どもにとりましては若干手狭なスペースになっております。これにつきましては、これは現段階では計画まで行っておりませんで、構想ということになりますけれども、庁舎移転がありますと保健センターの中に広いスペースがございますので、そういうことも考えていければというふうに事務局としては思っているところでございます。

それから、第1保育所の新築ということにつきましては、第1案でですね、お示しを申し上げたら議員の皆様からですね、「まだ30年だから新築ではないだろう」というご意見がありまして、その後、変更させていただいております、新築ということではなく考えて行きたいというふうに思っております。

次、延長保育につきまして、出来ない理由といいますか、これはですね、議員の皆様にも第1保育所の保護者の皆様にもお伝えしてきたところでありますが、要約いたしますと町としてはですね、保育士はですね、以前からしますと増やしてきております。町の職員は減らしてきたのですが保育士はですね、むしろ増やして参りました。それは、保育サービスをですね、例えば4歳・5歳の子どもさんを預かっていた幼稚園は3歳からにしたりですね、それから、延長保育もやったりですね、幼稚園でも今は預かっておまして、預かり保育ということでやっております。様々なサービスをですね、やって参りまして、そのサービスの方はですね、正採用の保育士、幼稚園の教諭ではですね、賄えませんが臨時を雇っております。臨時がですね、そのサービス向上によりまして、正保育士または幼稚園の教諭とですね、同じ位の数に膨れ上がっております。そして、毎年ですね臨時の保育士が確保できずにですね、本当に困っている状況ということでございます。毎年、綱渡りで年度を開始すると、今年度のことを申し上げますと、実は保育士2人ほど不足のまま新年度に入ってですね、そしてなんとか4月・5月で確保して参りました。そういう状況でございますので、これは、延長保育とかの保育サービスと公設民営化はですね、一体的に考えて行かないとこの問題は一気に解決することはできないというふうに思っております。

次にですね、いま町民の皆様には初めて表明したことになりまして、27年4月の導入を

目指して参りますということにつきましては、保護者会では議会が終わって直後に説明会を、導入できない説明会を開きましたので、その際にはそういう段階ではございませんでしたので、言うことができおりませんでした。今後ですね、27年4月を目指してやって行きたいと、保護者の皆様にも正式にお伝えして参りたいというふうに思っております。

それから、12月この議会にですね、間に合うようにですね、やるべきではなかったかということでございますが、いくつか理由がございますので、申し上げさせていただきますと、まず一つ目にですね、議会で否決いただいた理由の中にですね、時期尚早という言葉がございまして、時期尚早ということは、ましてや保護者のですね説明会を開いたりですね、それから再公募をかけたりですね、そういう日程的なものは、まず12月までに間に合わせることはまず無理であるというふうに判断をいたしました。それから、保護者がですね、議会の方々との話し合いを望んでおりましたので、その間はですね、町は静観するのが良いだろうというふうに判断をいたしまして、遠慮していたという形になっております。先日ですね、議長さんと常任委員長さんが保護者と話し合いを持っていただいたということでもありますので、今後ですね、議会の皆様のご理解をいただけるようにですね、皆様と協議して参りたいというふうに思っております。それから、もう一つ理由としてはですね、12月でですね、もし仮に可決をいただいたとしてもですね、保護者の皆様の理解を得るとというのが第一の条件になっておりますので、12月でもし仮に議決をいただいたとしてですね、そこからですね、指定管理者によります保護者説明会を開催したりですね、業務の引き継ぎを行ったりですね、日程的に大変無理があるだろうというふうにも判断をいたしました。そして、指定管理者もですね、私どもが保育士を確保できずに悩んでいるのと同じでですね、これは全国的な傾向になっておりますので、指定管理者がですね、三ヶ月間で保育士を確保できるかという、そういうものも絡んでくるのではないかと。これは保護者の信頼とですね、相容れないものになりますので、慌てないでここはですね、1年送った方が良いのではないかとというふうに判断したところでございます。決してやる気がないと言いますか、そういう形ではございませんで、私どもは保護者のやって欲しいということにつきましては、十分理解をしておりますので、今後、先ほど申し上げましたように議会の皆様とですね、協議をして27年4月の導入を目指して邁進して参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 一番最初の室内遊具については、そういう補助金があったので、その補助金をいただいて取り組みをしたとこういう答弁。したがって、当初から室内遊具をそろえるということではなかったということですね。

さらに、岩江こども園については、現在保育所を造ると、こういうような話しがあってそれらを含めて検討をしたと。子育て支援センターについては、要するに保健センター、保健センター使用と言いますか、ある意味では、2年後を目指して新しい庁舎が出来る。新しい庁舎が出来れば、今の保健福祉課が一緒になる。そうするとそういう広さと言うか、事務室も全部空くという、そういうことを考えて保健センターと言っているのか。そうすれば、いずれ早くも2年後の話なのか。そうじゃなくて、出来るだけ早めにやるという考えなのか。その辺が何かはつきりしませんので、再度お尋ねをしたい。

それから、保育時間の延長の問題なんですけれども、先ほどの答弁の中にいろいろこの間、行革絡みの中で職員を段々と減らしてきた。しかし、保育士については増やしてきたと、



こういう答弁でしたよね。しかし、これは9月に保護者会で、いろいろダメになった話を説明した際にですね、やはりその問題が問われております。その記録について、教育委員会の方から出された物が議員に配られて、その中身ですね、この職員の人数の問題について、このように答弁をしている。「保育所、幼稚園の職員は減ってはいない。」という言い方をしているんですよね。なぜここで、「職員は減っているんだけど、保育士関係は増やしているんです。」となぜ言わないのか。ちょっとここでは、「減ってはいない」したがって、「現状ずっと同じ数なんです」ということだよね。減っていないと。そして、今日の答弁は「増やしてきた」、この辺がどうも私も何て言って良いのか分かりませんが。

やっぱり、どこに行っても同じ答弁、同じ考えで話しをしていただきたいと思うんですよ。もう一つは、要するに第2保育所はやっているんですよね。これは、総体的な数の問題だと思うんですけれども、以前ずっと第2保育所は心配をしないで、ずっとやっている。今の教育長の答弁だと「いやいやいや職員はなかなか集めても臨時さんだっとなかなか」ということであれば、第2保育所だって危ない、そのうち出来なくなるってことに当然、考えられる。しかし、そういう心配はまったくしていない。第1保育所だけはダメよ。第1保育所だけで臨時者を採用しているわけではないんだよね。全体で採用しているんですよね。したがって、そういう答弁というのはやっぱり何か抜けてんじゃないかと。この答弁する中身がね。職員の話であれば、第1保育所だけの確保の問題ではない。全体的な問題だと思いますので、そういう意味であれば第2保育所だけが、なぜ出来るのという、やっぱり第1保育所の保護者からすればそうなんですよね。じゃあ今年は第2を止めて、第1保育所を延長してはくれないんですか。これは極端な話し、良いか悪いか別としてね。それくらいやっぱり切実に同じ親ですから、同じく預けているわけですから。町の同じ認定の保育所に預けているわけですから。なぜ第1だけがいつまでたっても出来ないのこういう問題なんですけれどもね。だから、先ほどの答弁ですと、とにかく指定管理者制度をやらない限りはダメだと、こういう答弁なんですけれども、もう一度そういう答弁なのか確認をしたい。努力をそれ以外でする気があるのかないのか含めてお願いをしたい。

それから、26年の4月に出来なかったということについて、理由をいろいろ言われました。否決、時期尚早だという、何でこれ時期尚早なの。これは何でそういうのが理由になるの。要するに時期尚早というのは、議会の中でいろいろ議論をされた、指定管理者を決めるのに、「来年当然予算を付けるんでしょうけれども、予算はどれくらい考えているんですか。」「いや考えてません。10月1日から受付します。その結果がでない限りはいくりにするかでません。」。簡単に言えばそういう教育委員会からの答弁。したがって、議会としては、それがいくらか分からなで決めるということは出来ない。したがって、「12月に決まった段階でもう一回出せば良いんですか。」こういうような話しをされました。だから、「12月に一緒に出せば良いか悪かなんていうことはいま言える話しでないよ。それは、12月に出した時点で審議をする話だよ。」こういう話しですね。したがって、この理由としてそういうことを言われていることがちょっと分からない。

それから、遠慮したという。これは遠慮も何も関係ないんだよね。議会に対して遠慮するなんていう立場はまったくとらなくて、どんどん進めて良いわけです。遠慮して議長と文教委員長が保護者が議員の話しを聞きたいということで、4日の日に保護者会で設定をして話しをするようになった。それはそれで、したがって、それが終わるまで遠慮をした。

何の遠慮なのかまったく理解ができない。どういう意味での遠慮なのか明確に言っていただきたい。遠慮する必要は私はまったくないと。

それから、業者が保育士を確保するのに12月に決めたら間に合わないという。業者がそう言っているんですか。業者のことまで述べている自体が私はおかしいんじゃないの。業者は仮に臨時議会で1月に決まろうが2月に決まろうが、あんたら方で募集でやりたいと言って来ている以上、いつ決まってもその体制を整えるというのが業者でしょう。それを今の時点で12月の定例会で仮にやったとしても業者は困るでしょう、確保できないでしょうなんて、何で業者のことまで分かるんですか。それはやっぱり問題発言だと思えますよ。十分考えて答弁をお願いをしたい。

○議長　ここで中妻小学校の6年生の皆さんが退席します。ご苦労様でした。

○議長　当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　保育士の件で申し上げます。「減ってはいない。」ということで保護者には言って、本日は「増やしてきた。」ということであります。矛盾ではないかというご指摘でございますが、文言上はそのようになるのかというふうに思っておりますが、保護者向けにはですね、確かに増やしてきたのは事実なんです。ただし、大人数をですね、増やしてきているのではないということがありましたので、「減ってはいない。」という表現をしたというふうに思っております。人数的にはですね、ちょっと手元に数値はございませんけれども2、3名増やしてきたということがございました。それで今のように申し上げたところでございます。

それから、保育士に関係してですね、全体的な保育士の数でないか、という議員さんのご指摘ですけれども、そのとおりでございます、現在第2保育所は6時45分までですね、夕方預かっておりますので、こちらにその人数を振り向けますと第1保育所は5時45分で終わらざるを得ないと。そして、町民の皆様にもそのようにお知らせしておりますので、第2保育所をずっとですね、延長保育をしているという形になっております。もし、保育士がですね、確保できるような見通しがつけばですね、第1保育所もそのようにしたいのはやまやまでございますが、先ほどらい申し上げているように公設民営化を打開策として考えて行かない限りは難しい。議員さんの言うとおりでございます。

それから、遠慮なくですね話しをすれば良かったのではないかと、保護者とですね、議会の話し合いに遠慮することはなかったというご指摘ではございますが、これは私の感覚と言いますか、そういうことになろうかと思えますけれども、否決されてですね、そしてその次にまたということはですね、保護者の理解をまず得てですね、なぜ否決されたのか、そして今後どういうふうになれば良いのかという時間的なゆとりも必要でしょうし、その段階として保護者がまず否決された理由を理解していただかないと次に進めないという判断の基にそのようにさせていただきました。それが判断的にですね、間違いであったというご指摘であればそうかもしれませんが、私としてはそのようには考えずにですね、遠慮した方が良いでしょうというふうに思っております。

それから、3ヶ月ではですね業者がですね、保育士をですね、確保できないのではないかと、それはもう業者のやることだろうということになろうかと思えますが、私ども事務局としてはですね、業者はきっとそういうふに言われて努力はするかもしれませんが、万が一ですね、保育士が足りないということになればですね、これは保護者に迷惑をかけるんですよ。だから私達としてはですね、事務方としてはですね、やっぱり一般的

にいま保育士の確保が難しいと言われておりますので、やはりそういう事も想定してやっ  
て行かないと最終的には保護者に迷惑をかけることになりかねないので、そういうことも  
考えさせていただいたと、考え過ぎということであればそうかも知れませんが、やはり事  
務方としてはですね、そこまでやっぱり考えてやらないと最終的に保護者に迷惑をかける  
というふうに思いましたので、そのようにお答えさせていただきました。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) もう質問は止めますけれども、言ってもしょうがない人にいくら言っ  
ても話しにならないので。ただ、最後に言っておきたいんですけれども。まず、先ほどのね  
減ってはいないと、これは言葉のあやみたいな話しで言われますけれども、要するに多くの  
人数を増やしてきたんじゃないから保護者については言わなかった。保護者については言わ  
ないで、ここでなんで言うの。議会だから、議員が質問しているから言うの。これはおかし  
い。

それから、業者が保育士を確保する。いろいろ心配をしている。事務方として心配をして  
いる。こんなことはね、9月の定例議会で決まったって同じなんですよ。6月の定例議会で  
決まったって同じなんですよ。そうでしょう。4月1日開始までに本当に業者の方が保育士  
をそろえることが出来るのか、出来ないのかなんていうのは分からないわけですよ。12月  
だから3ヶ月しかないから出来ない、心配だなんていうことはない。心配するなら9月に決  
めたって同じだから決めるならぎりぎり確保できたかということ聞いてから指定をする  
以外にはないですよ。そんな心配をするのが当たり前なことを言うならばね。したがって、  
このつぎ、指定管理者をやるときは業者の方にきちっと、「人数確保できるんですね」確認を  
きちっとしてから決めると。今の発言ですとそうなりますが、そういうことなのか最後に聞  
いて終わっていきたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 保育士の確保につきましては、指定管理者に厳しく人数等もですね、お伝えをし  
て、どういうふうにして確保するのか、それももちろん審査の基準に入っておりますので、  
そのようにしてきっちりと保護者の皆様にご迷惑にならないようして、指定管理者の審査会  
等を行って参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 佐藤議員、質問はこれで、第1の質問はよろしいですか。

○4番(佐藤弘君) 質問は終わりますと言いました。

○議長 それでは、第2の質問を許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 次に中高年齢層の健康維持・増進についてお伺いいたします。

40歳、50歳を過ぎると特に体に悪いところがないと健康について考えないし、今更ジ  
ムに行って運動しようなどと、恥ずかしさが先に立ってそのままという人が多いようであり  
ます。

そこで保健センターなり福祉センターに健康機器等を配置して気楽にできる環境を作っ  
ていただければと思いますが、町として考えていることがあればお聞かせ願います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

40代50代をはじめ働く世代の方々がより健康に過ごせることは、将来の豊かな生活においても医療や介護費用の負担軽減にとっても大変重要な課題と考えます。

さて、現在の町の健康機器等の整備状況については、保健センターと駅前健康サロンに、エアロバイクと自動身長計付き体組成計各1台、福祉会館と沢石会館にルームランナー各1台を設置しておりますので、町民の方々に利用いただけるよう町広報等でお知らせしていきたいと考えます。なお、最近ではありますが、機器の種類や利用時間等については町ホームページに掲載したところです。

また、町内の民間の取り組みとしましては、岩江地区にある三春南東北リハビリテーションケアセンターが、施設内の運動機器の利用を希望する方に対し週1回無料で開放しております。また、三春の里に歩行用プールが整備されています。平成26年度に岩江地区に建設予定の民間施設内にも健康増進スペースが整備される予定であります。

町では現在、中高年の町民の健康保持増進事業として、健診の結果から特に運動や食生活など日常生活の見直しや実践が必要な方に対し、町保健センター等で3ヶ月から6ヶ月間の健康講座を開催し、広く参加を募集し取り組んでいるところです。また、65歳以上の方については、にこにこ元気塾において、定期的に運動の機会を提供しております。

今後、町としましては、町民の方が健康維持増進できる環境の整備について、まちづくり協会や関係各団体から意見を聞きながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) ただいまの答弁内容ですと、かなりいろんな取り組みをなされているようでありまして、器具の配備もそれなりに配備をされている。ただ、いろんな種類と言うかね、そういう面ではまだなのかなと。もう一つは、いま配置をされている器具等について十二分に使われているのか。ようするに使われているということは、そういう年代の方が健康増進のためにセンターなりね、来ているのかと言うか、人が集まっているのかというのが一番いまは問題なのかな。したがって、いまいろいろお話しをされましたけれども、一番問題なのは、広報なんかでもね、「こういうのやってますよ。」と言ってそれで人が集まれば良いんですけども、いま人がなかなか集まらない。こういう問題を抱えていると思うんです。したがって、その話し十二分にやっぱりこれから議論しなきゃならない部分だと思うんですけども、要するに避難されている方、原発問題でね。富岡それから葛尾の仮設入っている方、または、民間の家を借りている方、含めてですね、かなりお年寄り方もいるようでありまして、一日仮設の中でという方も、そういう方も含めてですね、やれる場所を作ってもらえれば良いのかな。そういう意味では、いろんな予算的な問題もね、他で復興関係でね、一緒になってやる場合にももらえるならばもらっていくとかね、そういうようなことも含めて、いま実際やっぱり、もう2年も仮設の方はね居る。今後何年になるか分からないという問題も含める中では、一緒になってやっぱりそういうことも考えなければならないのかなと思えますし、また、やっぱり町だけで役場だけで取り組みと言ってもなかなか、今度は人数が集まればそこに人を配置して指導するとかね、いろいろ出てくる問題もあるだろうと思えます

ので、その辺は先ほどもちょっとありましたけれども、民間の活力もね、やっぱり借りることが出来ればそういうことも含めて、十二分検討されてはいかがかなと思いますので、出来ればそういう方向でさらなる取り組みをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁をお願いいたします。

○保健福祉課長 ただいま議員からいろんな意見がありましたことを含め、今後十分検討して参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 13番鈴木利一君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番(鈴木利一君) 議長の許しを得ましたので先に通告してあります3件について質問させていただきます。

まず1点目なのですが、少子化対策として行っているイベントについてであります。

一つ目に、ラブラブ・ハッピープロジェクト。これの今までの実績はどのようになっているか伺いたいと思います。

二つ目に、他の自治体では、縁結びをする係等を設けて本気になって取り組んでいるところがありますが、三春町としてこれからのテコ入れをどのように考えて行くのか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 第1の質問にお答えをいたします。

ラブラブ・ハッピープロジェクト、いわゆる人口減少対策としての若者のふれあい交流事業でございますが、これにつきましては、平成20年度から24年度までの5年間、県の若者交流促進事業を活用して、男女の出会いの場を提供して参りました。商工会青年部を中心にですね、実行委員会を組織し、毎年2回から3回、町内及び郡山市内を会場に毎回趣向を変え実施して参りました。昨年の例を申し上げますと、7月にさくら湖でのボート体験、それから花火大会の観賞、それから10月にはですね、郡山市内でワイン講座・交流パーティー、2月には同じく郡山市内でのボウリング大会と交流という内容でございます。この出会いの場をキッカケとしてですね、婚姻に至った例でございますが1件、それからお付き合いに至った例が1件ということで伺っております。

この事業につきましては、町の経費についても若干入りますので、町内での開催ということを企画をいたしたところでございますが、逆にですね、申込者が少なくなったりですね、女性の参加者が集まりにくかったりという結果がございました。さらにですね、全体的な参加者の減少、それから実施内容のマンネリ化ということもありませんでですね、それから郡山市内ですね、類似のイベント、民間での類似のイベントが行われておまして、例えばいわゆる「街コン」と呼ばれているイベントの定期的な開催等もありませんで、実行委員会といたしましては、平成25年度、今年度は一時中断しようということとなつて、予算化を見送った経過がございます。

これまでの参加者数を申し上げますと、平成20年度は2回開催で58名、平成21年度が2回開催で35名、平成22年度が2回開催で37名、平成23年度は1回で25名、平

成24年度は3回開催で50名、合わせまして10回開催で205名、男性が内127名、女性が78名ということで、男女比は男性が6割に女性が4割というふうな結果でございました。

ただいま、ご指摘いただいたようにですね、自治体によっては係をつくって、結婚相談員等も配置しているところもございますが、町としましては、限られた人員の中です、実施をしたいということでございますので、これまでの結果を再度検証して、次年度以降、新たな出会いの場を創出できるような仕組みを検討して参りたいというふうに考えてございますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 今の話しですと200名からの人が参加をしていると、25年度については一時中断ということではありますが、よその自治体を見ますとですね、お結び課とかですね、滋賀県に至ってはまちづくりの課の中に婚活事務局まで設けて、なかには婚活支援員を置いて、見合いの設定、セミナーの開催、そしてイベントの開催ということで、三春で行っていたのは、ただ単にイベントの開催だけであったということで、それでは次に進まない。少子化対策として結婚まで至らない。本当にイベントの開催で年間に50、60万だと思ってしまうのですが予算の消化だけで終わっていると。本当に少子化対策としてこれに取り組むのであれば、そういった係なり担当者を置いてですね、本気になって取り組んでいく必要があるんじゃないかと。茨城県ではですね、これは県の段階でなんです、サポートセンターを作って今年の4月までには1000組のカップルが誕生したという新聞報道がありました。これくらい本気になって取り組んで行けば、結果として出てくるわけですね。町としても、そういったことで本気になって取り組んでこの少子化対策の一環にしてはどうかと思いたすがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

他の自治体ではですね、係を設けて本気になって取り組んでいるのではないかと。三春町もそのようにしたら良いのではないかとというふうなご質問でございます。

三春町でもですね、係を設けていないから本気になっていないということではなくて、本気になって取り組んでおります。ただいまご指摘がありましたですね、婚活のセミナーとかですね、それから結婚支援員等についてもですね、検討をしていきたいなというふうに思っていますし、現在の総務課の態勢でも十分にそちらもですね、可能だというふうに考えてございますので、いろいろ知恵を出し合いながらですね、やっていきたいというふうに思っていますのでご理解をいただきたいと思いたす。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 それでは、第2の質問を許します。

○13番（鈴木利一君） 2番目ですが、児童福祉法改定による学童保育についてであります。

児童福祉法の改定で、2015年4月にはですね、学童保育の受入れを小学6年生までを対象として受入れるようになりますが、現在の各児童館、そして児童クラブの今現在の設備での受入れは可能か伺いたすと思いたす。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援法は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に成立し、平成27年度より本格施行することとなっております。各市町村はこれらを受け、子ども・子育て支援計画を策定し、それぞれ支援事業を実施することとなります。

お質しの学童保育の受け入れを小学6年生まで拡充するという件につきましては、今回の子ども・子育て支援法に併せた児童福祉法改定に盛り込まれているものであります。現在、計画策定をするために、子育て中の保護者を対象に、アンケートによるニーズ調査を実施することとしております。町では、このニーズ調査をもとに事業の計画策定及び実施をするよう進めることといたしております。

児童館と岩江児童クラブにおいては、現在の人数より増えても、ある程度は対応が可能かと考えております。御木沢児童クラブにあっては、すでに小学6年生まで対応している状況です。

国において今後、1児童クラブの人数や一人当たりの面積などの基準が明確になってまいりますので、ニーズ調査と併せて今後の状況を見て検討しながら進めるように考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 今の答弁ですと児童館について設備上問題ないという話しでしたが、今の児童館、実質的には3年生までの受入れだったと思うんですが、これを6年生まで受入れるということになればどう考えたって足りませんよね。今現在、50名前後でしたか、利用者がいるのは。定員50人で2、3名オーバーしたので、対処したのでギリギリ50名位だという話しを伺ったんですが。どう考えても6年生まで受入れれば、今の設備では間に合わないということが明らかではないのかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 質問にお答えいたします。

各児童クラブを対象に小学6年生まで拡大することは、町でも検討して参りますが、対象拡大する場合に、どれだけのニーズがあるかという調査の結果を見なければ分からない現状であります。近年の小学生の低学年については塾通いとか、高学年にあってもクラブ活動とかスポーツ少年団等、団体活動に加わる機会が多く、実際に児童クラブでの活動がどの程度かという予想がつかない状況であります。今後、ニーズ調査の結果によりまして検討して参りたいと考えております。

お質しの児童館の定員50名に対して今後施設的に増員が難しいのではないかと、ということでございますが、現在の遊戯室、児童クラブ室の面積等を一人当たりの児童面積に当てはめますともう少し増やせる余裕がございます。現在、定員を定めている50人にはまだ余裕のある設備の中での定員というふうにしておりますので、今後ニーズ調査に併せて対応をして参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 今の設備ではもっと増やせるという話しであります、平成13年度厚生労働省からはですね、小学校4年生以上も受入れろと積極的に受入れてください、という通知が平成13年に出ているはずなんですよね。ということは今現在、小学校6年生まで受入れても良いと、受入れてくださいという話しだと思うんですよね。

それと国の方の放課後児童クラブガイドライン、これによりますと「児童の数は40人程度が望ましい」という話しです。いくらスペースがあるから人数を増やせば良いという問題ではなくて、どう考えてもこれからいっても設備は二つ以上欲しいと、いま町内です、三春小学校関係で考えれば二つ以上の放課後児童クラブがあつて良いというふうになると思います。この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

滝波生涯学習課長！

○生涯学習課長 ただいまのご質問でございますが、児童クラブにおきます人数制限でございますが、確かに国においては、今後、一児童クラブの人数や一人当たりの面積など基準が明確になって参ります。先ほどから申し上げますように、ニーズ調査と併せて今後の推移を見守りたいと考えております。

なお、現在の児童館におきまして50名でございますが、1年から3年生までの補助の関係もございまして、そのような規定で進めて参ります。今後、1クラス40名以内ということであれば、館内でクラブを分けることも可能かと考えております。

また、各地域においては、現在行っております放課後子ども教室のまほらっこ教室等の充実等も検討視野に入れて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 それでは、第3の質問を許します。

○13番（鈴木利一君） 3点目でございますが、障がい福祉計画の相談支援事業についてであります。

一つ目に、今年度から社会福祉協議会へ相談支援事業を委託しましたが、その実績についてお伺いしたいと思います。

2点目に、今年度、新たに相談支援事業を開始する事業者がありますが、今までの委託先、社会福祉協議会との関係はどのようになるのか伺いたいと思います。

3点目に、すべての利用者の利用計画、これを策定する必要がありますが、地域自立支援会議での役割はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

1点目について、町では平成25年4月に基幹相談支援センターを設置し運営業務を社会福祉協議会に委託しております。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制強化の取組、権利擁護・虐待防止等の業務を行っております。今年度の4月から10月までの延べ相談件数は約300件でありました。主な相談内容は、公的制度・サービス等の利用援助に関するものが多くあり



ました。

2点目ですが、平成25年11月7日付で、桜相談支援センターを特定相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所として新たに指定いたしました。これにより既に指定を受けている三春町障害者相談支援事業所と同様に計画作成業務ができるようになりました。今後は、基幹相談支援センター運營業務の委託先である社会福祉協議会とさらなる連携を深めていけるものと考えます。なお、福祉サービスを利用するための情報提供や相談、社会資源を利用するための支援、専門機関の紹介等を行う一般的な相談業務の委託については、各事業所と協議しながら検討して参ります。

3点目ですが、現在、サービス等利用計画の作成件数については21件となっております。26年度までにはすべての利用者の計画策定を予定しております。地域自立支援協議会の役割でございますが、地域自立支援協議会では、専門部会として事業所部会を定期的に開催しており、利用計画に基づくサービス提供の中で、困難な事例等について事業所部会でケース検討会を行って対処するという役割をしております。更に、利用者により良い計画が作成できるよう、サービス向上のための勉強会も開催しております。今後も、各事業所と連携を図りながら、障害者の相談支援業務を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 社会福祉協議会の方に基幹相談支援センターとしての業務委託ということで4月から10月までで300件近い相談があったということですが、この相談内容についてですね、基幹相談支援センターとしての相談内容なのか、若しくは相談支援事業としての件数なのか。委託をしたのは基幹相談支援センターとして委託をしたということですので、事業所の事業としてこの300件が相談の件数とあがって来たのか、それとも基幹相談支援センターとしてあがって来た件数なのかお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 ご質問にお答え申し上げます。

基幹相談支援事業としてあがった件数ではあります。ただ、いま言われました一般相談の分も含まれていると、明確な区分けがですね、出来ているかどうかは検証したいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 基幹相談支援センターとしての件数かまだはっきりしないと中身については、ということですので、是非ともですね、この中身をよく精査していただきたい。というのは委託をしたのは基幹相談支援センターとしての委託ですね。この基幹相談支援センターとして委託をして、その件数がはっきりしないというのであれば、委託料として金が動いているわけですから、その件数が本当に想定した数字なのかどうかというのはまだはっきりしていませんよね、ということがありますので、是非ともその内容をよく精査していただきたいというのと、今年度新たに相談支援事業を開始します桜事業所について、福祉計画の中では26年度で3ヶ所ですか、委託をしていくということですので、事業所とすれば2ヶ所めですね、町内では。来年度、26年度についても一つ何としても作って欲しいというのがありますが、委託をしていくということになれば委託料が発生し

ますので、きちんとここに委託をするんだと、社会福祉協議会についても事業所として委託をするというふうな方針をきちんと打ち出して欲しいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長！

○保健福祉課長 まず、1点目の精査については、早急に300件について行いたいと思います。

もう1件の委託についてでございますが、11月7日に指定を受けていますよね、それでその受け入れ態勢、一般相談とかに対して、そういう受け入れ態勢等も確認して、その辺事業所部会の中で桜事業所の意見も聞きながらですね、検討して参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・・ 休 憩 ……………

○議長 ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時44分)

< 休 憩 >

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 9番三瓶文博君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 議長のお許しをいただきましたので、先に通告しました2点について質問をいたします。

まず、1点目でございますが、三春中学校の通学路についてでございます。

一つ目は、今年の4月に新三春中学校が開校し8ヶ月が経ちました。それに伴いスクールバス、自転車、徒歩による通学が開始したわけでありまして。通学路の安心安全には特に父兄の心配が集中しております。さて、さる3月定例会の一般質問において、教育長が答弁されました外側線の整備、防犯灯の設置、通学路表示板の設置に加え仮設道路の建設について、その経過と現状、そして今後の対策についてお質しいたします。

あと二つ目でございますが、新三春中学校が開校され初めての冬を迎えます。さる3月定例会で教育長の答弁の中で私の仮設道路の質問に対し、除雪対策について少しだけ答弁していただきましたが、この通学路の除雪に関する具体的な対策についてお質しいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

3月定例会において答弁いたしましたように、三春中学校通学路での生徒の安全確保に向けては、町道の外側線の整備、国道との連絡歩道整備、防犯灯22基の設置や通学路表示看板の設置を田村警察署、交通安全協会三春町連合会の方々の協力により実施をいたしました。また、県へ要望し、貝山字岩田地内の歩道整備に着手しております。その他ドライバーが歩行者を早めに確認することとこれからの冬期間に向けて積雪対策のために、貝山字山崎地内

の樹木伐採等を現在進めております。さらに、交通安全協会三春町連合会各支部の方々による登下校時の安全誘導や田村警察署のパトロールカー巡回の協力等、関係機関からもご協力をいただいております。今後も、学校での生徒への交通安全指導の徹底や防犯灯の適正な設置等を行い、さらなる安全確保を図って参りたいと思います。

なお、馬場地内を通学する生徒の安全確保のため、歩行者と車両を分離する仮設歩道の整備については、幅員不足により歩行者、車両ともに通行に支障が生じることが懸念されることから、これについては実施しておりませんが、今後、張り出し歩道や山側の掘削による整備についても引き続き検討して参ります。

続きまして、除雪対策でございます。三春中学校周辺通学路の除雪時の対応としましては、三春中学校及び三春町運動公園周辺の町道町営運動場線の歩道部分を生徒が安全に通行できるよう対処します。具体的には、中学校に除雪機を常備し、必要に応じてすぐに除雪作業ができる態勢を整えて対応いたします。併せまして、町民体育館に配置してあるローダーを使用し、スクールバス駐車場周辺等の除雪についても対応して行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） ただいま仮設道路の件に対しても検討するというようなお返事でございますので分かりました。

そしてですね、除雪でございますけれども通学路の除雪について、まちづくり懇談会等ですね、教育課の方から地域の協力をお願いしているところでもありますけれども、現在だんだん高齢化社会に突入しましてですね、その地域で掃けないような状況が多々でてくるような状況があると思うんですけれども、そういったことに対する対応をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 町内の除雪につきましては、まちづくり懇談会等におきまして、できるだけ協働の精神に基づいてお願いするというふうに協力をお願いしたところでございます。

なお、全体的な除雪につきましては、町側の方から差支えなかったら答弁させていただきたいと思います。

○議長 伊藤建設課長！

○建設課長 除雪につきましては、通常業者さんの方に重機で掃いていただいておりますが、それ以外につきましては、除雪協力会ということで代表区長さんを頭としまして各地区に協力を依頼することになっております。それでもって、区長さんを中心に地元での対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） ニケ谷から貝山に出る路線の中で先ほど仮設道路に触れましたけれども、そこがですね側道が90cmしか幅がないわけですね、90cmしか幅がない中を除雪しますとその側道が完璧に埋まってしまうわけなんです。あそこは幅員が結構せまく車が2台交差するのも非常に難しいような状況の中で、車道を通すしかないんですけれども、そういった所に対する対応というかお考えをちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 再度、繰り返しになりますけれども馬場の一番上だと思われま。それらにつきましては、先ほど答弁しましたように張出歩道とか山側の掘削ということで、今後検討して行きたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 それでは、第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) それでは2点目の質問であります。

1 1月8日に町長より提出されました平成26年度予算編成方針の重点施策4の「街なか整備と地域活性化の推進に係る取り組み」について質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、三春町の心臓部ともいえる大町を中心とした市街地整備計画は、その大きな柱であった2核1軸構想、いわゆるまほらの建設と大型スーパーの誘致、そして大町商店街の整備等によってその実現がなされました。さらには三春町の長年の要望でもありました桜川の改修工事も来春には完成の予定と聞き及んでおります。平成になって中心市街地整備計画を始めとする賑わいのある街なか整備計画は、25年余りをかけその実現を迎えることとなります。今後、新たな政策として賑わいのある街なか整備の構想、並びに現実問題としての空店舗の具体的な対策についてお尋ねします。

通告いたしました2、3は関連いたしますので、二つの質問を併せて当局の考え方をお聞きしたいと思います。一つ目で質問させていただいたとおり、桜川改修工事も間もなく完了する運びとなります。桜川改修工事の完成と合せて、新しい河川風景と連携した人が集まる新たな回廊とでも言いましょうか、そのための一つの核と考えられる中町にある三つの蔵の再生整備の計画と現状、そして今後の対応、併せて百杯宴広場の整備計画についてお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

1点目の賑わいのある新たな街なか整備の構想ですが、町の中心市街地は、平成元年策定の市街地整備基本計画やその後のうるおい・緑・景観まちづくり整備計画、中心市街地活性化基本計画、商業まちづくり基本構想等に基づき、交流・情報核と商業核の2拠点と、それらを結ぶ商業軸の2核1軸構想として、街の魅力や賑わいの実現を目指して参りました。昨年のヨークベニマルの移転により商業核が整備され、その構想はほぼ完了したところであります。現在の市街地整備の事業としては、県道及び桜川河川改修工事が進められております。今後の構想としては、一つには、平成22年策定の商業まちづくり基本構想の施策として位置づけられている商業機能の充実と賑わいの創出があります。このためには、活力ある商店街への再生が必要であり、最近増加傾向にある空き店舗の対策が課題となっています。今年度、空き店舗を活用した小売店舗や公共性を有する団体の出店を支援する団体に対して、改修費や賃借料の一部を補助する三春町街なか賑わい創出事業補助金の制度を作り、活性化を図ることといたしました。2つ目は交流と観光の促進であります。地域資源を活かした交流・観光の促進を図り、ソフト事業の展開も含めて、賑わいのある街なか空間を創造して参りたいと考えております。

2点目の中心市街地蔵再生整備の経過と現状、並びに今後の対応であります、中町の町

有地にある蔵3棟を再生し、商業・観光拠点や貸店舗として中心市街地の活性化を図る目的で、補助事業を活用して整備を進めております。昨年度は、北側の壺の蔵の屋根と壁、西側の式の蔵の屋根と内外装、給排水、電気工事を実施し、今年度は、壺の蔵の内装と南側の参の蔵と外構や舗装工事等を実施する予定で、工事発注の準備を進めているところであります。この場所は中心市街地の恵まれた立地条件を有することから、観光の案内ができる施設も併せ持つような検討もしていきたいと考えております。今後は、工事の進捗に合わせて、具体的な出店応募要項を作成し、公募等により有効な活用を図って参りたいと考えております。

3点目の百杯宴広場整備に係る計画であります。この周辺は一番館や人形館、中町の中心市街地蔵といった町の拠点施設との連携が図られることから、三春町のまちなか観光並びに景観形成の重要箇所と位置付け、桜川河川改修事業に合わせ百杯宴の碑を活かした整備を計画しております。計画の内容は植栽、ベンチ、公衆便所、時計台、夜間照明、案内板等を整備することで現在計画書を作成中であります。今年度中に計画をまとめ、来年度整備を実施する予定であります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 今の話しの中でですね、空き店舗の対策これについてはですね、どこの市町村にとりましてもまさに深刻な問題であると思われま。先月、群馬県の富岡市を視察しました。富岡市は近代化産業遺産で知られる富岡製糸場を中心とする街なかは、明治から昭和にかけての古い歴史的建造物が点在する傍ら、古く閉店したままの店舗も多数見受けられました。聞きますと、三段階の景観に配慮した助成制度を行い、その新規の店舗に対してはですね、内装の助成に関するような、これも今町長からお話しいただきましたけれども同じようなものでございますけれども、そういった対策をして当たっているというふうなことでございます。

我が町においては、歴史的建造物等の保存修繕に関しては景観整備補助金が蔵とかそういったものには使われますけれども、建物、要するに既存の古い商店として使えるような建物、そういったものに対してはまだないと思われま。そのような部分に関して今後どのように考えて行くのかお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 空家・空店舗の活用というのは、今三春町だけでなくですね、よその自治体でも非常に大きな行政課題として取り上げていると思ひます。今朝の新聞にも会津地方でね、自治体で空家対策の条例ですね、そういう条例を制定した町というのが新聞に載っておりますけれども、いずれ我が町でもですね、空家・空店舗対策をどうしようかということはしっかり取り組む課題だと思ひておまして、今担当課にですね、町内の空家調査、旧町だけでなくですね、空家調査というものを指示をしておまして、空家の実態をね把握する。そして空家台帳を整備して、そしていま震災復興需要と言われておりますけれども、いま土地とか宅地とかね、あるいはそういう中高住宅とか、いろんなそういう問い合わせが町にもきています。そういうことにも活用できるようにということで、いま調査を指示したところでもありますので、それらをしっかり整備して、そして今後空家対策をどうするかということをしつかりと検討して取り組んで参りたいなど、今そういう思ひをしているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 今町長より空家対策というふうな部分の話をいただいたんですけども、空家対策の中で非常に難しいものは、例えば外部からですね、空家を不動産業者が例えばそれを見つける部分の中で登記簿謄本を取得しても、その実在の名義人はあるんですけども、それが相続になっていた場合にはその相続者を特定できなというふうな部分があるんですね、例えば町が空家対策としてそれをやるのであれば、例えばそれを情報公開できるのかちょっとお伺いします。民間が参入できるのかというふうなことに繋がるんだと思うんですね。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 個人情報になりますのでね、一般に公開するということは不可能かと思えます。ただ、いろんな需要と供給の関係等が出てきた場合に特定の空家等について、持ち主というかね、所有者というか、そういう人と町が話し合いを進める中で対応をして行くところということになるのではないか。そのように思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君！

○9番（三瓶文博君） 中心市街地にもですね、神社仏閣旧跡、そしてまた人形館を始めとする町有施設、たくさんの観光に繋がるスポットが点在しております。通年型の観光の創造という観点から考えますと点を結ぶネットワークがなくてですね、受け皿のない観光になっているように思えるんでありますけれども、三春にお見えになったお客様に観光をサポートし情報を発信できるおもてなしのできるそのアンテナショップ、例えば無料休憩、例えばいろいろな提案のできる、来たお客様に滞在する時間によつての提案を出来るようなそういった構想があるのかどうかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤産業課長！

○産業課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま通年型の観光をするためのそういった情報を提供できる、またサポートできるようなおもてなしができる、そういう施設をとのお話しですけども、まさに私どももそういうふうな拠点は必要だなと考えておりますので、ただいまご提案のあったことにつきまして、今後具体的にどういう形が良いのか検討して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 3番影山初吉君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番（影山初吉君） 先に通告しておきました事項について質問をいたします。

平成26年度予算編成重点施策方針についてであります。

まず、重点施策3、人口減少、少子化対策に関する取り組みについて。

1番としまして、人口減少に歯止めをかける住宅施策等の展開について。2番、地域間交流等による交流、定住人口の増加を図る施策の推進について。

以上、2点について具体的な取り組みをお伺いたします。

2番目にですね、重点施策4、地域活性化の推進に関する取り組みについて。

①としまして、企業誘致等による働く場の確保について。②といたしまして、仮称であります。福島県環境創造センター建設に伴う地域活性化の促進等について。

この2点について具体的な取り組みを伺います。

3番目にですね、重点施策推進を図るため、「互いに知恵を出し合い効果的な施策を展開していく必要がある」と記されています。平成26年度重点施策事業として、三春町東部地区に住宅団地を造成し、人口増加の施策に取り組むべきと考えますが、町の考えをお聞かせください。

以上であります。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

まず、人口減少に歯止めをかける住宅施策等の展開についてであります。昨年6月に定住促進計画を策定し、これまで取り組んできた施策について申し上げます。一つ目に、若い方を対象にアパートの家賃を援助する賃貸住宅家賃助成事業、二つ目に、町有地をアパート用地として無償で貸し出す賃貸住宅用地無償貸付事業、三つ目に、土地や家屋の貸したい人と借りたい人のマッチングを行う空き家情報窓口設置事業等が主なものであります。

次に2点目の東京都目黒区や岩手県一関市との交流等、地域間交流についてであります。町を訪れる人を増やす、町内での滞在時間を増やす、そして三春を気に入ってもらって住んでもらう、また、交流人口が増えることによって、町内の産業が活性化する、また、町全体の活性化を図ることができる、これらが地域間交流の目的であります。また、各地で開催されるイベント時には、町の物産や観光の情報だけでなく、町に分譲地情報も提供しておりますが、今後も地道に交流を進め、三春町を訪れて、滞在してもらうことが必要であると考えております。

次に、企業誘致等による働く場の確保についてであります。県内の景気は、厳しい状況の中、持ち直しが見られ、昨年の県内における工場の新増設届け出件数は、前年のほぼ2倍に増えているとの報道があります。三春町内におきましても、東日本大震災からの復旧・復興を図るためのふくしま産業復興企業立地補助金やふくしま産業復興投資促進特区等、企業の新設や増設を促進し雇用の場を創出する事業の活用や、三春町工場等立地促進条例による優遇措置の活用で、既存の工業団地等への工場新設や増設、設備投資等の事業が展開され新たな雇用が図られております。また、今年度、町では工場の新設または増設に伴い新規に雇用をする企業に対し支援する雇用促進奨励金制度を創設いたしました。今後ともこれらの制度の活用のための情報発信や企業情報の収集などについて、県企業誘致促進協議会をはじめ、関係機関と連携するとともに、町内の企業や事業所の雇用確保対策として、三春町労働福祉協議会による町内企業と高等学校等との情報交換等への支援や、併せて町内企業の求人情報が得られやすい環境の整備等も図って参りたいと考えております。

次に、環境創造センター建設に伴う地域活性化策についてであります。この施設は県の職員も含めて、センター全体で約200人の就業が想定されております。働く方の住所地が三春になるかどうかは現時点で不明ではありますが、単身赴任が中心となると聞き及んでおります。単身赴任の方が多いといいましても、住宅の確保が必要になって参りますので、町内のアパートや空き家などの確保を行って参りたいと考えています。また、公共交通機関を利用することも考えられますことから、町営路線バスの延伸を検討し、働く方や町民にとって

も利便性の高いバスを運行したいと考えております。なお、働く方を対象として、弁当の配達や町内の宴会場の利用、町内への宿泊を伴う出張者の旅館利用など、町内の各種業種の利用も県に要請したいと考えており、その受入れ体制も整えて参りたいと考えております。ただ、現時点では県の方でも具体的な方針が定まっていないという状況がございます。

次に、三春東部地区への住宅団地造成についてであります。現在の状況、需要もつかめないう状況にあり、適切な判断ができませんので、今後の動向も見極めながら検討して参りたいと考えております。現在の空き家・空き地対策をより充実させることはもちろん、これまで実施した賃貸住宅用地無償貸付事業の検証も行いながら、いろんな知恵を取り入れて進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) ただいま町長よりいろいろ説明を受けました。そういう中でですね、いろんな取り組みをしているということは私も承知しておりますし、評価もさせていただきます。ただですね、人口減少に歯止めをかけるということですが、よっぽど本気になって対策を取らないとこれは難しいんですね。統計を見ますとですね、平成16年度三春町の人口は19,513人、現在17,465人でここ10年で2,000人超の人口減少が見られます。1年を平均しますとですね227人、今17,500人を切っておりますので、来年末その次くらいになれば16,000人台になるというのは統計から見て間違いのないところなんです。そういうことで、小手先の施策では絶対に人口増は図れないと思います。私は何で三春町東部地区に住宅団地を造ったら良いだろうと言っているのはですね、本当にいま一番東部地区、名前を挙げますと熊耳地内といいますか、一番町では活気ある場所なんですね。それはなぜかという、本当に立地条件が良くてですね、いま言ったみたいに田村西部工業団地があり、また介護施設も今度オープンしました。後はコンビニもあり、食堂もあり、船引と三春のちょうど中間地点であると、そういうことでインターチェンジも近く本当に立地条件が良い所なんです。ここでいま取り組まなければ、もう2年後3年後はないんです。間違いなく県の創造センターは着工しますので、また西工業団地にはまだ三春分も余っておりますし、民間企業もですね進出しております。そういう良い立地条件のある所にいま取り組まなければここ2、3年後はないんです。だから、本気になってやっぱり攻めの町政をしてもらいたいというのが私の考えであります。今なんで下舞木の団地が売れるかといいますとね、坪5万円くらいなんですね。そうすと60坪くらい買いますと約300万、建物25坪で坪40万か45万で1,100万、合計で1,400万くらいであそこは売り出ししているからどんどん売れるんです。そういうことで、三春町もですね、残っている団地、一生懸命取り組んでいただきまして、職員の皆さんに取り組んでいただきまして今年は7区画決まったということで大変良い結果であります。それはですね、役場職員の頑張りもそうなんです、景気が好転しているんです。景気が良くなっているんです。そういう中で、いま取り組まなければ絶対人口増は図れません。小手先の取り組みでは絶対だめだと思うんです。そういう中で即答は出来ないと思いますが、もっと人口を増やす効果的な手段として何とか東部地区に住宅団地等を行政で取り組むべきだと再度、お願い申し上げます。ご答弁をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 今復興需要の影響もあるのかなと思っていますけれども、1年前くらいからね、町



に対して宅地の問い合わせと言いますかね、相談と言いますか、そういうのが増えてきておりました。そして調べたんですけれども、去年の4月から今年の秋、10月ころまでにね、よそから三春外ですね、三春外から三春に移住した方、土地を買って家を建てた方がね、43戸だったと今記憶しておりますけれども、その中に双葉地方から来た方が9戸だったかな。しかし、約半分は郡山からなんです。この震災の影響、原発の放射線の問題等々があるのかもしれないけれども、そのように三春町に住みたいという方の動きがはっきり出ておまして、おかげさまでと言いますかね、御祭団地、過足の紙漉団地がね、なかなか一生懸命努力しても売れなかったのが売れてあとわずかになった。岩本団地も買って建ててくれる人が出てきたとかですね、そういう動きがあります。それで、今おっしゃるように確かに人口減少のために三春町はおそらくよその自治体とは別にね、町独自のいろんな施策を少子化対策から始まってね、ラブラブ・ハッピープロジェクトもそうでしたが、それでもなかなか減少に歯止めがかからないということで、定住促進計画を立てて今実施をしているわけでありまして、本気になればね、人口減少が止まるんだったらね、今でも一生懸命やっています。しかし、はっきり言って決め手がないですね。もし、決め手をご提案していただけるならこれに越したことはないと思いますけれども、日本中が減少時代に入った中で非常に難しいと思ながらもしっかりと努力はして行きたいと、そういうふうに思っております。

今町ではですね、町が持っている土地、それから町が開発したと言いますかね、八島台とか桜ヶ丘とか、あるいは民間で開発したそういう宅地が今いくらあるのかをね、調査を指示させております。まずは、三春に住みたいという方に対しては、そういう土地をね、情報として提供して、まず取得をして三春に家を建てていただくという。これがまず先決だと思っております。町有地をまだ持っていますのでね、そういうことを含めて民有地を含めてですね、大いにPRをしていきたい。それでもなおかつ、需要の関係で宅地が必要だということになれば、議員がおっしゃるようにね、新たな宅地開発もそれは決してやらないということではありませぬので今後の動向をね、しっかりと見極めながら取り組んで行くということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○3番(影山初吉君) ただいまの町長の答弁で、ラブラブ・ハッピープロジェクトから子どもさんを産んだ後の子育て支援等々やっていることは私も評価させていただきます。ただですね、定住促進ということでアパート、これはアパートは定住には、当面は人は入ると思っておりますが、定住促進にはなかなか結びつかない面もあると思っております。当面はそれで良いと思っておりますが、ただ長期的に見ればやっぱり自分の家を持って長く住んでもらいたいというのが定住だと思っておりますので、その辺を踏まえて取り組んでいただきたいと思っております。

そういう中ですね、三春はいま執行者の頑張りで85億を切りました、一般会計の中の借入。しかしですね、その反面35億の基金を持っています。それは目的基金でありますから全部使うことは出来ないんですが、財調も10億を超えました。そういう中で、財政調整基金も10億を超え、水道安定基金等も10億を超えています。そういう中で、今そういうやっぱり基金を運用して投資して、攻めの住宅対策をしなければ何回も言うようですが、人口増は図れないと思っております。今の町長答弁で「新たな団地造成も考えますよ。」と、ことは次第では、こういうことですので、ぜひそういう中で今やらなければ3年後はないんです。そういうことで、26年度からぜひ取り組んでいただきたい。もう一回、ご答弁をお願いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 アパートは人口増対策にはならないのではないかなというようなね、そういう話しですけれども、今この復興需要の関係で民間のアパートもほぼ満杯なんですね。三春に住みたいという人も住めない。これは三春だけではなくて、田村市も郡山市もそういう状況という話しは聞いておりますけれども、しからば町営住宅をね、造るという手もないわけではありません。しかし、町営住宅は所得制限等がありましてですね、若い人たちが共働きの場合には所得制限にかかって住めないと、そういう状況等もありまして誰でも住める当面、町の土地を無償で貸してアパートを造ったらどうかというのが一つの案です。それで公募しててもなければ今度はアパートでなくてね、戸建てのそういう宅地としての売り出すというそういう柔軟な考え方で今進めております。

それから、申し上げましたように今ある宅地をね、やっぱりどんどん情報を発信して、まずはそこを買ってそこに住んでいただくということをまず基本にして、それでも不足だと、足りないということがはっきり分かれば新たな宅地開発もね、それは考えないわけではないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 それでは、これにて一般質問を打ち切ります。

……………・散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて散会いたします。傍聴の皆さん本当にご苦勞様でございました。ご参会の皆さんご苦勞様でございました。

(午後1時50分)

平成25年12月11日(水曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 本多 一安
7番 儀同 公治	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 佐藤 一八
16番 日下部 三枝		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋本清文 書記 近内信二

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町長	鈴木義孝
副町長	橋本國春

総務課長	佐久間 收	財務課長	鈴木正人
住民課長	工藤 浩之	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 幸久	保健福祉課長	影山 敏夫
産業課長	佐藤 哲郎	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	増子 伸一

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	橋本 良孝	生涯学習課長	滝波 広寿

農業委員会会長	宗形 義匡
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年12月11日(水曜日) 午後2時10分開会

第1 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査

第2 議案の審議

議案第106号 財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて

議案第107号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 1 0 号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 1 号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 2 号 三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 3 号 田村広域行政組合格約の変更について
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 5 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 5 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 1 6 号 平成 2 5 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 5 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 1 8 号 平成 2 5 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 1 9 号 平成 2 5 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 2 号）について
- (追加)
- 議案第 1 2 0 号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について

閉 会

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時 1 0 分)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 ただいまより本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査 ・……………

○議長 日程第 1 により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 1 2 月定例会において、総務常任委員会が付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、1 2 月 9 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情事件第 6 号、被災住宅修繕工事費助成事業に関する陳情書。

陳情者、三春町大字下舞木字虫内 1 0 6 番地、橋本芳英。

本陳情は、東日本大震災により一部損壊の判定を受けた被災住宅に係る修繕工事費の助成事業について、期間の延長を求めるものであります。

東日本大震災一部損壊住宅修繕工事費の助成事業については、り災調査の結果、一部損壊の判定を受けた住宅の修繕工事に対し、その費用の一部を助成するものであります。

町では本助成事業について、平成 2 4 年 2 月 1 5 日から 1 2 月 2 8 日までの申請受付期間を設け、町広報、地域回覧文書等により、広報・周知を図って参りました。陳情者の個別的事情は理解できるものの、申請受付期間を相当期間経過していること、助成対象となる一部損壊該当者本人への勧奨通知も実施していることなどから、助成事業の期間を延長すること

は困難であり、全員一致、不採択とすることに決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月5日、9日、10日、11日の4日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第106号、財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、旧沢石小学校校舎等を水耕栽培施設として貸し付けることにより、施設の有効活用と障がい者雇用及び地域の雇用機会の拡大等により地域の振興発展を図るため、当該施設の利用者を公募により選定した株式会社エコに無償で貸し付けることに対して、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号、三春町税条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、地方税法の一部改正により、平成28年10月1日以後の公的年金等からの個人町民税の特別徴収制度が改められたことなどに伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号、三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、福島復興再生特別措置法の一部改正により、当該法律の引用条項が改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号、三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、旧沢石小学校交流施設の用途を廃止し、普通財産として利活用を図るため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号、田村広域行政組合規約の変更について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、田村東部管内のごみ収集運搬業務について構成市町へ事務を移管するため、田村広域行政組合規約を変更することについて協議があったのでこれに応じるためのものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号、平成25年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第4号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては地方交付税、総務費国庫補助金、財政調整基金繰入金、消防債等の追加であります。歳出においては、一般管理費、情報システム費、予備費等の追加であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、12月定例会で付託を受けた議案の審査の経過と結果について報告いたします。本委員会は12月5日に日程設定を行い、9日、10日、11日の3日間、第4委員会室で開催いたしました。

議案第111号、三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第112号、三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

建設課長の出席を求め詳細な説明を受けました。議案第111号は、道路法の一部改正により国の行う事業は全て道路占用料が免除されることに伴い本条例の一部を改正するものです。議案第112号は、三春町町営住宅の持合畑団地、及び沢石小学校校長住宅について用途廃止をするため、本条例の一部を改正するものです。2議案とも全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第114号、平成25年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

建設課長、産業課長の出席を求め 詳細な説明を受けました。歳入においては地方交付税、災害復旧費国庫補助金、災害復旧費県補助金、災害復旧債等の追加と土木債の減額であります。歳出においては農業総務費、農業改良費、道路維持費、農業施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費であります。所管に係る事項については、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第119号、平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算（第2号）について。

企業局長の出席を求め詳細な説明を受けました。収益的収入及び支出においては、営業外収益、及び営業外費用の増額と、資本的収入及び支出においては、個別排水処理事業の企業債、分担金、補助金及び建設改良費の増額が主なものであり、全員一致原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 12月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月5日に日程設定を行い、12月9日、10日の2日間にわたり、第3委員会室において開催いたしました。

議案第109号、三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

保健福祉課長及び国保医療グループ長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。地方税法の一部改正により、上場株式等に係る配当所得等の分離課税に特定公社債の利子が対象に追加されたこと及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことなどに伴い、本条例の一部を改正するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号、平成25年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長等の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。議案第114号のうち、保健福祉課所管に係る歳入は、民生費の国庫負担金・県負担金・県補助金、衛生費県補助金、後期高齢者広域連合負担金返納金に係る雑入の増額及び衛生費国庫補助金の減額であり、歳出の主なものは、障がい者福祉費、児童福祉総務費の増額及び保健衛生総務費、母子保健費の減額であります。住民課所管に係る歳入は、衛生使用料の増額であり、歳出の主なものは、自治振興費、戸籍住民基本台帳費、塵芥処理費の増額であります。教育課所管に係る歳入は、地方交付税、総務費国庫補助金、民生費県補助金、教育費県補助金、民生費受託収入の増額及び民生費国庫補助金から民生費県補助金への組み替えであります。歳出の主なものは、保育総務費、保育所費、小学校費と中学校費の学校管理費、教育振興費、幼稚園管理費及び学校給食費の増額であります。生涯学習課所管に係る歳入は、教育費国庫補助金の増額であり、歳出の主なものは、交流館費、歴史民俗資料館費、図書館費、保健体育総務費の増額及び文化財保護費の減額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、旧沢石小学校交流施設電気設備分割工事においては、工事内容のさらなる精査を求めるものとし、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号、平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

保健福祉課長及び国保医療グループ長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入は、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の増額であり、歳出は、療養諸費、高額療養諸費、償還金及び還付加算金の増額及び介護納付金、特定健康診査等事業費、予備費の減額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号、平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

保健福祉課長及び福祉グループ長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入は、国庫補助金及び県補助金の増額であり、歳出の主なものは、総務管理費、介護予防サービス諸費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、予備費の増額及び介護サービス諸費の減額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号、平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

住民課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。歳入は、一般会計繰入金  
の増額であり、歳出は、町営バス運行事業費の増額であります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第118号につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

#### …………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長　日程第3により、議案の審議を行います。

議案第106号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第107号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第108号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第109号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)



○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第110号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第111号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第112号「三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第113号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第114号「平成25年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第115号「平成25年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第116号「平成25年度三春町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第117号「平成25年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第118号「平成25年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第119号「平成25年度三春町下水道事業等会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りをいたします。

ただいま、11番小林鶴夫君外2名より、議案第120号「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第120号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配布)

○議長 議案第120号、「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨理由の説明を求めます。

11番小林鶴夫君！

○11番(小林鶴夫君) 議案第120号、「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成25年12月11日提出。

提出者、三春町議会議員 小林鶴夫。

賛成者、三春町議会議員 渡辺正久。

賛成者、三春町議会議員 陰山丈夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおり

であります。

平成25年12月11日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第120号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 12月定例会に提案をいたしました全議案について、議員各位には精力的に審査をしていただき、全議案可決をしていただき誠にありがとうございます。

12月定例会が終わりますと寒さが厳しくなります。そして、間もなく新しい年を迎えるわけでありませけれども、どうか健康に留意しながら良い年を迎えられますように祈念をいたしましてあいさついたします。

ありがとうございました。

.....閉 会 宣 言 .....

○議長 これをもって、平成25年三春町議会12月定例会を閉会といたします。  
ご苦労様でございました。

(閉会 午後2時50分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 106 号	財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて	全 員	原案可決
議案第 107 号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 108 号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 109 号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 110 号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 111 号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 112 号	三春町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 113 号	田村広域行政組合格約の変更について	全 員	原案可決
議案第 114 号	平成 2 5 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 115 号	平成 2 5 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 116 号	平成 2 5 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 117 号	平成 2 5 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 118 号	平成 2 5 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 119 号	平成 2 5 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案同意
議案第 120 号	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書の提出について	全 員	原案可決